

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 1 8 日

第 1 号訪問事業（訪問型サービス）事業所 管理者様
（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年 4 月適用開始分の業務継続計画未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算に係る届出について（通知）

日頃は、介護保険制度の適切な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の減算について、令和 7 年 4 月から適用開始となることを受け、下記サービス区分について、提出期限までに体制等に関する届出の提出がない場合は「減算型」として取り扱うことを通知いたします。

当該減算の適用を受けない場合は、適切に措置を講じていただいた上で、体制等に関する届出を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象となるサービス区分及び減算の種類

（１） 第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス／訪問型サービス A）
業務継続計画未策定減算

（２） 短期入所認知症対応型共同生活介護
身体拘束廃止未実施減算

※短期利用の届出を出していない認知症対応型共同生活介護事業所は届出の必要はありません。

2 提出期限

（１） 第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス／訪問型サービス A）
算定開始月の前月 1 5 日まで

（２） 短期入所認知症対応型共同生活介護
算定開始月の初日まで

3 提出書類

- (1) 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス／訪問型サービスA）
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- (2) 短期入所認知症対応型共同生活介護
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※様式はみよし広域連合ホームページ「令和7年4月適用開始分の業務継続計画未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算に係る届出について」に掲載

(<https://www.miyoshikouiki.jp/2025021700010/>)

4 その他

介護職員等処遇改善加算について、令和7年4月から加算V（1）～（14）が廃止となりますが、当該加算の区分変更については改めて提出いただいて差支えありません（令和7年4月15日まで）。

※計画書の提出について、令和7年度の計画書等の届出様式は、後日改めて通知いたします。

みよし広域連合介護保険センター 地域支援係 TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033
